

第369回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第369回入札監理小委員会
議事次第

日 時：平成27年6月19日（金）14:33～16:42

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 実施要領（案）の審議

○機構情報ネットワーク管理業務（（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構）

2. 事業評価（案）の審議

○総務省LANシステムの更新整備及び運用管理業務（総務省）

○消費動向調査（内閣府）

○建設関連業等の動態調査（国土交通省）

3. その他

<出席者>

（委員）

石堂主査、井熊副主査、若林専門委員、辻専門委員、早津専門委員、大山専門委員、小尾専門委員、廣松専門委員

（（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構）

企画調査部情報システム課 加藤課長 鈴木課長補佐、森課長補佐、佐藤CIO補佐官

（総務省）

大臣官房企画課情報システム室 尾原室長、小林課長補佐、吉田係長、湯目係長

（内閣府）

経済社会総合研究所景気統計部 中垣部長、古川部長補佐、松田研究専門職、宮北事務官

（国土交通省）

総合政策局情報政策課建設経済統計調査室 池田室長、若林課長補佐、松原係長

（事務局）

新田参事官、金子参事官

○石堂主査 それでは、ただいまから第369回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、

①独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の「機構情報ネットワーク管理業務」の実施要項（案）、

これは再審議になります。

それから、

②総務省の「LANシステムの更新整備及び運用管理業務」の事業評価（案）、

③内閣府の「消費動向調査」の事業評価（案）、

④国土交通省の「建設関連業等の動態調査」の事業評価（案）、
の審議を行います。

最初に、実施要項（案）について、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構企画調査部情報システム課の加藤課長より御説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は15分程度でお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○加藤課長 ただいま主査より御紹介いただきました鉄道・運輸機構の情報システム課長の加藤でございます。

前回5月15日に先生方から、たくさん改善の指摘を受けました。我々としても、その趣旨に則って多数について改善してまいりました。また、同時に、内閣府の事務局の皆様方からも指導を受けまして、この精神に則った調達という形につくってまいりましたので、前回との変更点を主体に、それから、いろいろ御意見いただいたものの中の手持ち資料という形で参考資料を用意していますので、要点という形で説明したいと思います。

よろしく願いいたします。

○森課長補佐 鉄道・運輸機構の森と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日御審議いただく本社情報ネットワークシステム管理業務における概要について、パワーポイントの資料をごらんになっていただけますでしょうか。その中の「機構本社情報ネットワークシステム管理業務」の概要を使って説明させていただきます。

機構本社情報ネットワークシステム（以下、「本システム」と省略させていただきます。）は、当機構職員が業務を遂行するためのクライアントPCやプリンタ、ファイルサーバ等、及び下記の左図の「機構情報ネットワークシステム概念図」の赤枠内に示すシステムにより構成されております。機構本社情報ネットワークシステム管理業務（以下、「本業務」と省略させていただきます。）本システムを平成28年4月から平成32年3月まで、安定的かつ適切に稼働させるための運用管理・保守業務でございます。

また、本システムの運用管理・保守業務に加えて、共通業務システムの運用管理業務と個別業務システムのサーバの運用管理業務を含めております。

下の右図をご覧ください。本業務の対象範囲を太線で囲っております。また、業務内容については、下の①「本システムの運用管理・保守業務」。本システムのサーバ監視、バックアップ、ジョブ（タスク）管理、パッチ検証等の運用管理や、クライアントPC、プリ

ンタの設定等を行うサービスオペレーション業務、サービスレベル項目の管理を行うセルフモニタリング業務、本システムの運用管理を実施していただきます。

運用管理に使用するシステム及び密接に関連するシステムの動作確認、問い合わせ対応、バックアップ、マスタ変更の運用管理、障害対応、パッチ検証等の保守を実施していただきます。

問い合わせ対応、各種申請対応、周辺機器の貸出し等、利用者である当機構の本社等の利用者の支援をしていただきます。

②の「共通業務システムの運用管理業務」でございます。

共通業務システムとは、特定の業務によらず当機構の職員が共通的に利用するシステムでございます。本業務では、共通業務システムの動作確認、問い合わせ対応、パッチ検証等の運用管理を実施していただきます。

③「個別業務システムのサーバの運用管理業務」。

「個別業務システム」とは、当機構職員が業務を実施するために利用するシステムで、アプリケーションの運用管理・保守はそれぞれ個別に契約した事業者を実施していただきます。本業務では、サーバセンター及び当機構本社内に設置している個別業務システムのサーバの監視、バックアップ、ジョブ管理、パッチ検証等の運用管理を実施していただきます。

概要についての説明は以上でございます。

次に、当機構の費用削減への取組について御説明いたします。ただいまパワポの資料の裏面をご覧ください。

当機構本社情報ネットワークシステム管理業務に必要となる費用について、競争の導入による公共サービス改革の趣旨であります、良質かつ低廉な公共サービスの実現を踏まえまして、当機構では以下のような検討を行ってまいりました。

現行の管理業務の実施に要する費用。下の一番左の図でございます。その中には、データセンターの構築費用やネットワークシステムの管理業務と一括で調達する必要がない業務にかかる費用が含まれておりました。そのため、調達対象となる業務範囲を見直し、ネットワークシステムの管理業務と一括で調達する必要がない業務や、特定の事業者しか実施できない業務（共通業務システムの保守）等は、調達範囲外といたしました。

さらに、新規事業者の参入を促進するため、業務範囲の見直しとともに、参入障壁となり得る入札要件の緩和を行ってまいりました。新規事業者が機構の管理業務を理解しやすくなるよう、調達仕様書の構成の見直し、記載の詳細化を行ってまいりました。

競争性・公平性を確保した調達を行うことにより、複数事業者の応札による入札効果や事業者の創意工夫を活用し、次期の管理業務では業務の質の向上、費用の低減を図ってまいりたいと考えております。

ただいまの見直しによる費用低減効果は、1者応札であったときの落札率はおおよそ95%と高いものでございました。仮に複数業者の応札があれば、競争原理が働き、ある試算を

利用いたしますと、約70%まで落札率が下がるのではないかと想定しております。

それでは、実施要項について説明させていただきます。

5 ページをご覧ください。

個別業務システムのサーバの運用管理業務について、評価項目を見直すに当たり、管理業務上、特別な技術が必要となる部分について明示した上で評価を行うことといたしました。

「当機構では、データセンターに設置したサーバ上に仮想化環境を構築しており、その仮想化環境上に本システム、共通業務システム、個別業務システムをそれぞれ構築し、運用を行っている。」

との記述を追加いたしました。

6 ページをご覧ください。

(3)「創意工夫の発揮可能性」についてでございます。次の一文を追加いたしました。

(ア) 当機構本社情報ネットワークシステム運用管理業務の品質の確保に関する提案
請負者は、ネットワークシステムの運用管理業務実績における知見・経験等から、
ネットワークシステムの運用管理業務の品質の確保のために重要と考える事項や、
留意すべき事項について、実績に基づく具体的な提案を行うこと。

との記述を追加しております。

これにより請負者はこれまで民間で培ってこられたネットワークシステムの運用管理業務実績における知見・経験から、ネットワークシステムの運用管理業務の品質の確保のために重要と考えることや、留意すべきことについて、実績に基づく具体的な提案を行っていただき、公共サービスの質の向上に資する提案をいただけるのではないかと考えております。

11ページをご覧ください。

5 「入札に参加する者の募集に関する事項」ですが、こちらは記載のとおりですが、入札公示から質問・閲覧までの期間を1か月以上設けております。平成28年1月頃に契約締結を予定しておりますが、契約締結後に、特に機密性の高い資料の開示や引継内容とその方法等の打ち合わせを経まして、請負業者が業務内容について引き継ぐ期間を2か月程度と想定しております。これは適切な期間の設定に配慮していると考えているところでございます。

次に、評価の基準とその決定に関する事項でございます。

今回の入札に当たりまして、総合評価落札方式によって事業者を決定したいと考えております。

12ページをご覧ください。

前回の小委員会での御意見を踏まえまして、当機構内で総合評価点の考え方について検討をいたしました。本業務は特殊な業務システムの運用管理業務ではなく、ネットワークシステムの運用管理業務であることから、今回の案件では、価格点と技術点の配分を1：

2から1：1へと変更いたしました。

総合評価点については、前回、小委員会で評価点の御指摘を受けた点を踏まえまして、当機構内で関係課を含め検討を重ねてまいりました。

グラフを見ていただけますでしょうか。こちらの資料がその際の検討資料でございます。僭越ですが、既に御一読いただいていると思われまいますので、詳細な内容の説明は省略させていただきますが、前回の本委員会での委員の方々からいただいた御意見や、このような総合評価点の配点パターンの検討結果を踏まえまして、前回御提示いたしました30点満点：60点満点の1：2から、1,000点満点：1,000点満点の1：1の配点へ変更しようと思慮いたしました。

当機構では、価格点30点満点・技術点60満点で評価が行われることが多いのですが、これでは価格点1点当たりの金額が大きくなること。技術点についても、提案内容による点差がつけにくいことから、関係課と調整し、本件については、価格点（1,000点満点）＋技術点（1,000点満点）と変更いたしました。当機構のシステムにおいては、仮想化技術を用いている部分があること、また、これまでのヘルプデスク要員の問い合わせ対応実績や仮想化に関する技術力や要員の部分については、適切に事業者の提案内容を評価する必要があると考えておりますので、そういった部分については評価項目を設定し、技術力として評価することとしております。

技術点については、必須項目を全て満たした場合に付与する基礎点のほかに加点がございまして、それぞれ評価をしてまいりますが、この評価については、13ページ目にございますように、4段階それぞれの基準を設けて評価を行いまして、その点数を基本的にはそのまま配点として加算すること。当機構では「絶対評価」と呼んでおりますけれども、こういう形にしようと考えております。

評価項目については、150ページをご覧ください。

これまで述べました得点配分の変更及び前回小委員会で御意見を踏まえて、当機構内で検討し、項目の見直しを行っております。具体的には、公的機関における業務実績を求める部分や当機構の現行管理業務の内容に基づく提案は、現行事業者に特別優位とならないように廃止しております。

先に述べましたが、当機構の環境内では仮想化技術を採用している部分がございますので、仮想化技術を採用したサーバの運用管理実績や提案を求める項目を追加しております。

また、全体として、評価基準の項を設け、どのような提案が加点となるかを明示することで、現行事業者だけではなく、その他の事業者の方が提案しやすいよう配慮いたしております。

次に、「従来の実施状況に関する情報の開示」について、でございます。こちらについては、24ページの別紙1を使って説明させていただきます。

従来の実施に要した費用ですが、競争性・公平性を確保することを重視し、今回の入札対象業務範囲のみの正確な従来の実施状況、支払額や人員等について開示しております。

支払額は年度ごとの実績額を記載しております。

25ページをご覧ください。

民間事業者が入札参加するに当たりまして、その見積作業に必要な資料として、「従来の実施に要した人員」を常駐・非常駐に分けて記載しております。

26ページから27ページにかけて、ヘルプデスクへの主要な問い合わせ対応の内訳を年度ごとに可能な限り細分化し、示しております。ネットワーク構成図と機密性の確保を要する資料については、当機構と機密保持契約を締結することを条件といたしますが、それによりまして、当機構が用意した会議室において閲覧できるように、65ページの7.5の「閲覧資料」の項目の中に示しておるところでございます。事業者から依頼があった場合は、そのほかの機密性の高い資料についても、積極的に開示していくというところを考えているところでございます。

要項についての説明、簡単ですが、以上のとおりでございます。

御意見を真摯に受けとめまして、改善に努めてまいります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について、御質問・御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

○早津専門委員 私のほうで聞き漏れがあったのだと思うのですが、引継ぎに関するところの事項は、通し番号53ページのこの記載のところでよろしいのですか。

○森課長補佐 さようでございます。

○早津専門委員 これは、従前の業者さんから引継ぎを書類で受けるという、そういう意味ですか。

○森課長補佐 はい。書類もございまして、実際作業を見ていただくということも考えております。

○早津専門委員 それで、何か月間かあるとかいうお話がありましたでしょうか。

○森課長補佐 はい。2月・3月の2か月間を考えております。

○早津専門委員 それはどこかに記載がされているのですか。

○森課長補佐 特にございませんが、契約締結後、業務実施までの間に引継ぎを終えることとなっております。

○早津専門委員 新たに参入する方にとっては、それはとても安心して行ける材料だと思うので、記載をされたらそのほうが良いような気がします。

○森課長補佐 わかりました。もっとわかりやすく記載するようにいたします。

○石堂主査 ほかはいかがでしょうか。

○若林専門委員 細かい点で恐縮ですが、この要項の4ページの赤字部分ですが、下から2行目から、「請負業者は、ネットワークシステムの運用管理業務実績における知見・経験等から」となっていて、「必要と考える事項や、留意すべき事項について」、ま

た、さらにここに「実績に基づく具体的な提案を行うこと」と書いていらっしゃるのは、これは実際にやったことのあることでないと提案できないという御趣旨ですか。

○森課長補佐 そのとおりでございます。

○若林専門委員 知見があって、これはできるはずと書いていても、やったことのないことは提案できませんということになりますか。

○森課長補佐 はい。ここではこれまでの実績を重視させていただいております。

○佐藤CIO補佐官 補足させていただきます。

総合評価の提案の際に、「できます」とか、「やれます」という形で、いわゆる提案書の記載のみというケースが多ございます。とりわけ、こちらの評価として期待したいのが、その提案内容だけではなく、それを例えば具体的に「〇〇の件でこういう工夫をした」とかそういった言ってみればファクトに基づいた提案をしていただきたいと、そういう趣旨でございます。

○若林専門委員 わかりました。

質問の趣旨は、何でもかんでもやれますというような提案は確かに採用できないのはわかるのですが、ただ、実際にそのこと自体を具体的にやったことがないとだめなのかなというふうに思いましたので、この前のほうに「知見・経験から」と書いてあるところから、知見・経験からこれはできるはずという具体的な提案ではだめなのかなというふうに思った次第です。

○加藤課長 補佐官の補足になりますけれども、一般的に、やっている実績があれば、それに基づいた提案ということですので、私どもの業務を全く知らなくても、それは今までやってきたいろいろな業務の中で御提案いただければよろしいのではないかなと思っています。

○石堂主査 ほかはいかがでしょうか。

○辻専門委員 御説明ありがとうございます。

こちらの先ほど御使用いただいた青いパワポの資料ですけれども、この裏面の「費用削減の考え方について」という側でございます。

こちらは、つまり、今まで考えていらした業務の中から一部削り取って排除した結果、その分費用が下がるなり、さらに、競争性が働いてコストが削減されるという理解をいたしました。

1点気になったのですが、今回排除した業務は、また、別途、競争入札なり何なり、何か外部にお願いするという点では間違っていないですか。

○森課長補佐 そのとおりでございます。

○辻専門委員 今回、分離して取り出した部分について、別の機会で別のところで入札を行った場合に、より高くなってしまう可能性はあるかもしれないのですが、この辺り、どのような検討をなさっているのでしょうか。

○佐藤CIO補佐官 今回、切り出した業務のほとんどが、一時的な、例えばセンターの移行

作業とかというものでしたので、そういう意味では次にやるとしても数年先とかという形になりますので、本業務に入れたいからと言って高くつくものではないと理解しております。

○辻専門委員 削り取って、3年後、4年後ぐらいに入札した場合に、未来においてですけども、競争性が期待できる状況と理解してもよろしいですか。

○佐藤CIO補佐官 そのとおりと私は考えております。

○辻専門委員 わかりました。

○石堂主査 ほかはいかがでしょうか。

よろしいですかね。

それでは、本実施要項（案）の審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から何かございますか。

○事務局 特にございませぬ。

○石堂主査 機構さんにおかれましては、前回の審議から比較的短時間に非常に詳細な検討をいただきまして、本当にありがとうございます。

今日の審議の中で、例の引継ぎのところともうちょっと具体的な記載をとというのがございましたので、その辺御検討をいただきまして、その修正内容について事務局を通じて各委員が確認した後に、意見募集に進んでいただきたいと思います。

なお、委員の先生方におかれましては、更なる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただきたいと思います。

本日はどうもありがとうございます。

（（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構退出、総務省入室）

○石堂主査 それでは、続きまして、総務省の「LANシステムの更新整備及び運用管理業務」の事業評価（案）についての審議を始めたいと思います。

事業の実施状況について、総務省大臣官房企画課情報システム室尾原室長より御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○尾原室長 総務省官房企画課情報システム室長の尾原でございます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

本日御審議いただきます「総務省LANシステムの更新整備及び運用管理業務」は、公共サービス改革基本方針別表で、民間競争入札の対象として選定されたもので、本事業の事業期間は平成29年3月までとなっております。

今日この委員会で御説明申し上げる趣旨は、来年度、私ども次期総務省LANの更新整備を開始する予定であります。その事前の手续として、現行LANの実施状況について御審議いただく必要があるということで、その機会をいただいたということでございます。

実施状況の御説明に入る前に、総務省LANシステムの特徴について簡単に事前にお話をさせていただきます。

総務省LANシステムは総務省の職員がその業務を実施するための基盤となるシステム、総務省から政府共通ネットワークへの唯一の接続点となるシステムであります。そして、政府共通ネットワークを経由した政府共通プラットフォーム、それから、インターネットへの接続をしているシステムでありまして、総務省の約50強の個別業務システムが接続されるなど、総務省におけるシステムの中核を成す基盤のシステムとなっているところでございます。

また、総務省LANの端末は、府省共通の人事・給与等業務システムとか、共済業務システム、官庁会計システム（ADAMS）・政治資金、政党助成業務システム等の複数の重要なシステムの利用端末としての機能も有しておりまして、全国72拠点を結ぶネットワーク、約8,700のユーザが利用する極めて重要なシステムとなっているところでございます。

そのため総務省LANシステムの運用においては、基幹業務を含む全職員の業務の停滞を招かないような高い安定性と安全性が同時に求められておりまして、レスポンスの低下等不具合や情報セキュリティ事故が疑われる場合には、特に迅速かつ的確な危機対応能力が必要となってくるということでございます。

さらに、総務省自体がIT官庁ということでございまして、政府情報システムや情報セキュリティに係る業務を所管していることがありますので、その足元の重要なシステムとして万全を期さねばならないというシステムの特殊性があるところでございます。

それでは、お手元の資料2に基づきまして、「事業の概要」から御説明させていただきたいと思っております。

まず、「事業の概要」ですが、現行の3期総務省LANシステムにおいては、まず、東日本大震災での経験を踏まえた業務継続性の確保、それから、昨今話題になっておりますが、高度に複雑化しているサイバー攻撃に対応するための情報セキュリティ対策の強化、これも昨今政府の中では必要性が高まっておりますけれども、行政のICT化。具体的にはワークスタイル変革に対応したシステムを整えるといったことですが、そういったことも推進の観点から、提供するサービスの種類や質が向上しておりまして、運用業務の質・量ともに2期システムに比べて大変増加してございます。

「業務内容」は、アの「更新整備に関わる業務」、イの「運用業務に関わる業務」の2つがございまして。

「更新整備に関わる業務」は、総務省の全職員がLAN端末を利用してメールの送受信、共有ファイルの利用、インターネット接続等のサービスを利用する「総務省LANシステム」を更新整備するという業務でありまして、設計、構築、試験、移行を行ってまいりました。

実績として、開発については、アプリケーションプログラム（既製品のソフトウェアプログラム以外の情報システム固有のソフトウェアプログラム）の設計、開発は行っておりません。

また、「運用業務に関わる業務」としては、総務省LANシステムの安定した稼働を確保するための運用、教育、保守の業務がございまして。運用については、基幹業務をはじめとす

る各種業務の停滞を招かないよう高い安定性・安全性を確保するために、日常的な稼働状況の監視、ヘルプデスク業務のほかに、レスポンス低下等の不具合や情報セキュリティ事故が疑われる場合に迅速・的確な対応を行うといったことが内容となっております。

また、教育面については、省内の部局運用担当者、主管係向けに、本省での集合研修やWeb会議を活用した地方局向けの教育を実施しております。また、各種の手順書を整備しまして、業務の効率化も図っているところでございます。

保守については、ソフトウェア、ハードウェアの保守を行っておりますが、先ほど申し上げたように、アプリケーションプログラムはございません。

次に、「契約期間」でございます。平成24年6月14日から平成29年3月31日までの4年10か月間となっております。

受託事業者は、新日鉄ソリューションズ株式会社となっております。

「受託事業者決定の経緯」ですが、一般競争入札総合評価落札方式によりまして、2者からの応札があって、受託事業者を決定したということでございます。

それから、「確保されるべきサービスの質の達成状況及び評価」でございます。業務の内容の部分ですが、年次・月次・日次の報告によりまして、業務が適切に実施されていることを確認しております。

それから、「総務省LANの稼働率」は、99.998%。測定指標は99.90%以上となっておりますので、目標はクリアしているということでございます。

「セキュリティ上の重大障害」は、情報漏えい等1件もございません。0件であります。

それから、「システム運用上の重大障害の件数」も0件であります。

「ユーザの利用満足度調査」は、平成25年度、26年度に、部局の運用担当者88名を対象に調査を行いまして、その結果、平成25年度は約86点、平成26年度は約85点という結果でございました。

次に、「実施経費の状況及び評価」でございます。実施経費は、平成24年6月から29年3月までの5年間で、税抜き57億円となっております。市場化テスト前の実施経費との比較では、約7億円の増となっているところでございます。この実施経費の増について御説明させていただきたいと思っております。

まず大きなものとして、1つ目に、運用期間が2期システムでは全体で46か月でございましたが、それに比べて48か月と2か月長くなりましたので、機器の賃貸借料、運用増員、この部分が増額しております。

それから、2期システムではデータのバックアップセンターとして位置づけられていました外部拠点が、3期システムでは、業務継続性の確保の拠点ということでディザスタリカバリサイトとして整備・強化を行いました。そのために機器の借料、データセンター経費が増加しております。

それから、2期システムにおいては、大変恥ずかしいことながら、セキュリティインシデントが発生しまして、その反省から、不正接続の検知機能、未知の脅威のマルウェアの

振る舞い検知機能を新規に導入いたしまして、セキュリティ監視やインシデント発生時の専門的な対応のための体制を強化しまして、この経費が増加しております。

それから、2期システムではインターネットの通信回線の帯域幅が狭くてボトルネックとなっていたことがございまして、これを解消するために帯域の見直しを図りまして、その回線費が増加いたしました。

そのほかに、新しい環境の課題への対応として、リモートアクセス環境、テレワークなどを実施できるようにする環境ですが、そのための接続数を増加させるための整備。それから、Webビデオ会議とか、在席確認ができるような、これもテレワークのときに使ったりしますが、そういう機能の経費。それから、本省ファイル共有サーバのストレージ容量、これはペーパーレス化を進めるためにストレージの容量を増やして、電子的に文書保存するという経費が増加しました。

以上が増加の主な要因でございます。

このように、社会的な背景として、業務の継続性の確保や高度なセキュリティ対策、それから、行政のICT化、こういったことが求められてきており、これに適切に対応するために、サービスの質・量をともに高める必要があったという状況がございました。

一方で、合理化としては次のような点が挙げられます。

機能、サービスの整備・強化に伴いまして、運用業務の要件が増加しておりますが、処理フローを見直したり、手順書等を整備しまして、効率的な業務運営を行うことにして、運用要員数は増加しておりません。2期LANと同じく18名体制で実施をしているところでございます。

それから、機器を集約しまして、サーバ台数、100台あったものを大幅に減らしまして、いわゆるクラウド技術（仮想化技術）を導入し、大きな機器2台に集約いたしました。これによって電気代を削減することを実現しております。

続きまして、4ページの「民間事業者からの改善提案による改善実施事項等」でございます。

民間事業者からは、利便性の向上、セキュリティの強化、運用の効率性といった点で幾つかの改善の提案がございました。

まず、利便性の向上としては、運用員の効率的なシフト配置によりまして、ヘルプデスクの対応時間を増加させたということ。

それから、情報のデジタル化の推進の環境整備として、ファイルサーバの利用状況を踏まえて、共有フォルダとか個人用フォルダの容量を増加するということの提案がございました。

また、セキュリティの強化としては、端末へのソフトウェアのインストール時の権限を制限したり、それから、端末にUSB機器を接続した場合のウイルスチェックの自動実施とか、不審なメールの受信、Webサイトの閲覧をした場合における振る舞い検知機能を利用した自動ブロックの実施、それから、セキュリティインシデント発生時にシステムを停止させる

こととか、ネットワークから切断させるといったことについて提案をいただきました。

それから、運用の効率化としては、外部接続システムの利用申請。これは職員が端末を家に持って帰るとか、そういうときに必要になる外部接続システムの申請ですが、そういったものについても簡素化・簡略化を行うという提案がございました。

次に、5ページの「全体的な評価」に移らせていただきます。

システムの運用状況は、先ほど申し上げましたように安定的に運用されているということとであります。

利用満足度についても、2年間の平均として85.5点のスコアでありまして、質の維持・向上が確保されていると考えております。

実施要項において設定したサービスの質は確保されており、本システムの利用者への継続的・安定的なサービスの円滑な提供に資するという目的を達成していると、我々としては考えているところでございます。

最後に、「今後の事業」ですが、次期総務省LANの調達に当たりまして、民間事業者の更なる参入促進のために、引き続き、この小委員会における御指摘を踏まえまして、競争性を確保した上で、市場化テストを継続して実施することとしたいと考えているところでございます。

私からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

○石堂主査 ありがとうございました。

続きまして、同事業の評価（案）について、内閣府より説明をお願いします。

なお、説明は5分程度でお願いします。

○事務局 それでは、評価を御説明いたします。

事業概要と実施内容については、先ほど総務省から御説明がありました内容と同じでございますので、割愛させていただきます。

5ページ目にまいりまして、4の「評価のまとめ」を御説明いたします。

本事業で確保すべきサービスの質の目標は、いずれも達成されていることから適切に事業が実施されていると評価できると考えております。

また、民間事業者からの提案による創意工夫も実施されておりまして、業務の質の向上に貢献したものと評価しております。

今回の入札では2者が応札しておりますので、競争性についても評価できますが、他方、実施経費については、724,000,000円（14.5%）増加となっております。こちらはサービス・セキュリティ対策の機能強化等によるものでございまして、総務省における行政業務を確実に実施するために、本システム利用者への継続的かつ安定的なサービスの円滑な提供に貢献していることを考慮いたしますと、一定の評価はできるものと考えております。

次に、6ページになりますが、「今後の方針」についてでございます。

本事業については、先ほど申し上げましたとおり、実施状況は良好でございますし、競争性も確保されております。実施経費については増加しているということになっておりま

すので、次期事業（市場化テスト第2期）においては、そのまま市場化テストを継続いたしまして、公共サービスの質の維持の向上とコスト削減を図っていくことが適切であると考えております。

説明は以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございます。

ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び評価（案）について、御質問・御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

○大山専門委員 どうもありがとうございます。

資料2の5ページ目の「・」は、意味がよくわからないので、できたらここを説明いただければと思ったのですが、一番上のところの「・」ですが、「従来の既知のウイルスのみでなく、高度化する未知のウイルスへの対策として運用事業者においてリスク分析を行い」と書いてあるけれども、これは具体的にどういう内容、未知なので何を想定してどうしたのかというのが素直に入って来ないのです。

さらに、「事前にインシデント発生時の対応フロー」ということは、例えば漏えいをしてしまうとか、あるいは、システムが動かなくなるとか、ウイルスによるかどうかわからなくてもそういうことは普通に考えられる話なので、そういうことを例えば検討して、「インシデントの兆候を早期に把握、発生時には迅速な初動をする」これは一体どういうことを具体的にしようとしているのか、もし結果があるなら教えていただけると。言葉の上ではすごくきれいですが、全然何をやるのかがわからないのです。

○尾原室長 先ほどの説明で触れさせていただきましたが、2期LANのときにセキュリティ事案が発生しまして、そのときはウイルスを止められなかったということがございましたので、「振る舞い検知機能」を導入いたしました。普通のウイルス対策ソフトは、もうわかっているウイルスを止めるという機能はあるのですが、未知のウイルスは止められない。振る舞い検知というのは、怪しい動きをとらまえて、それが今までは知られていないウイルスであっても何か怪しいぞというので検知をできる。そういうもので引っかかったものについて、セキュリティチームというものを運用業者の中に3期LANから置きまして、それで分析をして、それが怪しいものなのかどうかというのをまず確認するというのを初期体制としては整えました。

それから、仮にそれが本当にまずいウイルスだった場合には、どういうふうに対応していくかというフローチャートをつくりまして、彼らが迅速に対応できるようにするマニュアルを整備したと、そういったような内容でございます。

○大山専門委員 重要なネットワークシステムだということであれば、なおのこと、そこから漏れる情報も含めて相当気をつけなければいけないと思うのですね。相手の接続先を全部確認することを含めて、この場で言うのがふさわしいかどうか引かかることもあるのですけれども、例えば今回の年金の問題のようなものは、あれは接続先をある意味自由にやっちゃっているがための話、別の言い方をすれば、何でホワイトリストにしなかつ

たんだという話も例えば考えられるのですけれども、その辺の意味で具体的に言うと、これだと、気がついたときには止めても間に合わないかもしれないという気がするのですね。その辺のところでは抜本的な考え方というのが、重要なネットワークであればあるほど、そこに対するお考えがちゃんと反映されるほうがいいのかなとつい思うものですからお聞きしているような次第です。

○尾原室長 今、御指摘いただいた接続先をホワイトリストにしたほうがいいのではないかというのは、大変重要な点だと思っております。総務省においては、まだそこまでは行ってございませんが、現在、内閣官房で中心になってこれからネットの接続についても検討していることを聞いておりますので、我々としてもそれは踏まえて対応したいと思っております。

総務省のシステムにおいては、先ほど「振る舞い検知」というものがございまして、それで、こういう言い方はあれですが、99.数%ぐらい怪しいものは止められるというふうに我々は考えておまして。万が一それが止められなくて、ウイルスが総務省の職員の端末に入ってしまったとしても、その端末からほかの部分に通信ができないと、そういった対策を施しておりますので、我々としては、ほかの組織と比較するのはあれですけども、こういったような事案には十分対応できるということは、過信してはいけませんけれども、それなりの自負は持っているところでございます。

○小林課長補佐 つけ加えますと、入ってくる危ないものについては、当然ブロックをするように仕掛けるわけです。それをすり抜けてしまうものも当然あるわけです。すり抜けた場合に、今度その入ってきたウイルスが変な行動を起こして、外にデータをまさに発信しようとした動きを今度は止めるという動きも併せて、両方を兼ね備えているということでございます。

併せて、初期の稼働として、ウイルスに感染した場合には、自動的にシステム的にアラートが出る仕組みも構築しているというのが現状でございますので、それなりにできるものは施しております。さらに、攻撃も非常に複雑化してまいっているもので、4期LANについては最新の技術も取り入れながら、しっかりと防御することにつなげていきたいと考えております。

○石堂主査 ほかにいかがでしょうか。

○井熊副主査 御説明ありがとうございます。

削減率、増額してしまったということが非常に気になります。特に14%という値がいかにも大きいなど。14%とかというコストが上がる場合は、当初から抜本的な仕様アップの計画があって、それに基づいて上がるというのが普通の調達なのかなと思うのですが、先ほど、その点で幾つか御説明があったのですが、これは例えば落札率の低下とか、応札者の減少とか、そういう競争性が落ちたという現象はなかったのですか。

○小林課長補佐 競争性という点で申し上げますと、応札者数が2者ございました。入札説明会のときには15者ほど事業者が参加してくれました。結果として、2者の応札がござ

いましたが、そこで競争は1つ働いているかと考えてございます。

○井熊副主査 前回の契約に比べてどうなのですか。

○小林課長補佐 前回の契約では、応札者数が3者ございました。1者減りはしたのですが、横ばいということかと思えます。

○井熊副主査 落札率はどうですか。

○小林課長補佐 落札率は、それなりに当時予算額を確保して、率は今数字を持ち合わせてはいないのですが、それなりの落札率で入ってきています。

○井熊副主査 今お聞きしたのは、これは結果としてはあれですが、もし競争性のところで、前回の契約より競争性が若干落ちているという傾向があれば、次回に向けて競争性を高めるための対応をするというような記述というか、そういうものがあってもいいかなと思えます。

○尾原室長 競争性を高めるためには、御指摘いただいている部分も含めて、あと、なるべく前広に事業者へ情報提供していくとか、いろいろ考えてまいりたいと思っております。

○小尾専門委員 教えていただきたいのですけれども、今回は業務内容が2つ分かれていて、更新整備と運用という2つに分かれているのですが、それぞれのどのくらいの費用割合だったのかというのがもしわかれば教えてください。

○尾原室長 更新整備のほうが563,000,000円で、残りが運用業務でございます。

○小林課長補佐 年額にして、13億6,000万ほどになります。

○小尾専門委員 先ほどから話があるのですが、15者実際には説明会に来られて、2者しか応札ができなかったというようなことの理由の1つに、更新整備と運用を分けていないというようなことがあるのかなのかということか、実際に応札されなかった業者さんで、例えば更新が入っていたがために応札を控えてしまった。そこまでは自分たちの手に負えないというふうに判断された会社は実際あったのでしょうか。

○小林課長補佐 御質問に直に答える回答ではないのかもしれないのですが、まず、入札説明会で15者参加事業者がございましたが、その内訳を見ますと、コンピュータベンダー、通信事業者、セキュリティ会社、リース会社とさまざまな業態の人たちが皆さん参加されているということで、全ての社が応札の対象になり得るというふうには考えられないと思っています。

○小尾専門委員 恐らく今回はこういう形で実際にやったわけですがけれども、もし次回、また、この場で議論をするような場合に、もしかすると、更新と運用を分けたほうがいいのではないかみたいな話が出る可能性もあるかなと思っております。特に、今回、更新自体は、全体の費用割合とすればそれほど大きくないのかなと。ただ、これがあるがために運用業務のほうに出て来ない人ももしかしたらいるかもしれない。そういう意味では、もしかしたら分けたほうがさらに競争性が上がるという判断をする場合もあると思うのですが、そこら辺に関して一緒にやりたいという理由があるとすると、明確なその理由を提示していただかないといけないかなと思えます。

○小林課長補佐 私どもは3期もそうですが、次期においても、可能であれば一括で調達したいという考えは持っております。その理由としては、先ほどから申し上げておりますセキュリティインシデントがあったときの対応が、運用と構築が分かれていると、その構築の段階からセキュリティがどういう仕組みで総務省のシステムになっているのかという、非常に高度なシステムになってきておりますので、そこを知っていると知っていないとで、その迅速な対応、的確な対応ができるかどうかというのは非常に差が出てくるというのが、これが一番大きな理由でございます。

それから、日々の業務についても、不具合が発生した場合には、システムがどういうふうに接続されて構築されているかというのを知らないと、何かあったときにすぐに対応できず、結局、その業務が停滞してしまう事態になるので、そういった面も考慮し、我々としては可能であれば一括調達をしていきたいと考えております。

○石堂主査 ほかはよろしいでしょうか。

それでは、本事業の評価（案）の審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から何かございますか。

○事務局 特にございません。

○石堂主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事務局から監理委員会に報告するようお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

（総務省退出、内閣府入室）

○石堂主査 続いて、内閣府の「消費動向調査」の事業評価（案）についての審議を始めたいと思います。

事業の実施状況について、内閣府経済社会総合研究所景気統計部中垣部長より御説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は10分程度でお願いします。よろしくをお願いします。

○中垣部長 景気統計部の中垣でございます。よろしくお願いいたします。本日は、「消費動向調査」に関します実施状況について御説明したいと思います。

まず、消費動向調査は何かというのが、今お配りしております冊子でございます。

1枚おめくりいただきますと、右側のページに「調査の概要」がございます。

「調査の目的」ですが、今後の暮らし向きの見通しなどについて消費者の意識を聞くというものでございます。

2. の3行目ですが、調査対象は8,400世帯でございます。

また、3. ですが、調査の実施は、一般社団法人新情報センターに現在委託しております。

また、4. ですが、毎月1回で、郵送調査法で行っております。

5. に書いてございますのは「調査事項」でございます。

また、6. にございますように、調査の基準日といいますが毎月半月ばになっており

まして、この3月調査で言えば、有効回答数が66.6%ということになっている調査でございます。

調査のイメージについては、以上でございます。

これを踏まえて、お手元でございます資料3の「実施状況について」のところをごらんいただければと思います。

本日御説明いたしますのは、25・26年度の調査についてでございます。

I. 「事業の概要」ですけれども、現在、民間競争入札で実施している事業の内容は「消費動向調査」における調査員の確保・指導、調査関係用品の印刷、等々。最後、調査票の審査・集計に係る業務で、調査に係る一連の流れについて事業を民間競争入札で委託しているということでございます。

現在の契約期間が2. でございまして。平成25年4月から28年3月で、3年間で委託をお願いしております。

受託事業者は、一般社団法人新情報センターでございます。

4. の「受託事業者決定の経緯」でございます。民間競争入札実施要項に基づき実施いたしました入札に対して、参加者が4者でございます。これについて、外部有識者を含む評価者により審査を行いました結果、いずれも評価基準を満たしていたということでございます。

一方、2月25日に開札いたしまして、1者が予定価格の範囲内であったということございまして、当該1者について総合評価を行った結果、上記受託事業者が落札者となったという経緯になっております。

次に、II. が「確保すべき質の達成状況及び評価」でございます。

1枚おめぐりいただきまして、2ページの上のほう、1. 「業務の適正かつ確実な履行」で、業務の質を確保するために、今回のこの事業については、受託事業者に対して①から⑩までの事項について、定期的な報告を求めているわけでございます。

この中で、①「調査世帯等問い合わせ等内容報告書」、④「調査状況監査結果」、⑧「調査票の審査・疑義照会の状況」の3点についての具体的な対応状況を、このページの下半分から御紹介したいと思います。

まず、(1)として、「調査世帯等からの問い合わせ等への対応」の2つ目のパラグラフで、調査世帯からの照会事項対応するフリーダイヤルを設置しております。また、研修を受けた専任のオペレーターを3名置いております。対応マニュアルも整備しております。

このフリーダイヤルへの照会件数は、2ページ一番下の左上に「合計件数 計」が平成25年度についてございますが、平成25年度については679件、また、3ページ目の一番上の左上に平成26年度の件数がございますが、456件でございますので、25年度から26年度にかけて33%減少しているということになっておるわけでございます。

次に、(2)でございます。「調査状況の監査」ですが、受託事業者は、集計結果を内閣府に提出する前に、その調査が適切に行われていたか、具体的にはこの2行目ですが、調査

員による依頼・説明が適切であったか等を監査するということを行っております。

その監査の件数ですが、2パラ目の下から2行目ですが、毎月おおむね50世帯程度に対して行っているということでございます。

また、(3)でございます。「調査票の審査・疑義照会」です。本調査については、郵送調査法で行っておりますので、事業者本社に集まりました調査票の内容についての審査を行っているということでございます。その内容に記入漏れがあったりした場合には、疑義照会等を行っているということでございます。

その件数は、4ページ目の一番上をごらんいただければ、平成25年度は12,612件であったところ、平成26年度には4,699件まで減っているという状況でございます。

以上のような工夫をしました結果の回収率について、4ページ目の2.で御紹介いたします。本調査の目標回収率は各月60%以上でございます。なお、本調査については、平成25年度から郵送調査に変更しております。その前、平成24年度までは、訪問留置調査法で行っておりました。訪問留置調査法時代の平均回収率は74.9でございました。ただ、郵送調査をしますと、当然回収率は減るだろうということは想定されていたわけでもございまして。目標回収率60%と置いていたわけですが、この表をごらんいただきますれば、平成25年度の平均71%、平成26年度の平均66.3%ということで、各年とも目標回収率をクリアしていたということでございます。

以上の「評価」ですが、ちなみに、「評価」の1パラ目には何が書いてあるかといいますれば、「消費動向調査」を今回郵送化するに際しては、平成25年度からの変更の前に、2回既に試験調査をしていたわけですが、試験調査をしたときの1回目平成21年度の調査の平均回収率は50%、また、平成24年度の試験調査については、21年度の調査の反省に立ちまして、ただ送りつけておくだけではなくて、最初の月に関して言えば、調査員が訪問して調査をちゃんと頼んで調査票を配布して、また、回収するというプロセスをかませることにいたしました。その結果、回収率が80%に上がったということでございます。

こうした過去の結果を踏まえまして、今回の平成25年度からの調査については、1人の回答者の方の回答期間が15か月と非常に長期にわたるのでございますので、回収率の低下が懸念されていたわけですが、しかし、目標の回収率として60%を何とか確保したいということでやってきたわけでもございまして。結果としては、それを上回ったということもございまして。

5ページの3.が「調査経費の状況及び評価」でございます。この調査と市場化テストの関係ですけれども、平成20年度に市場化テストの対象として検討され始めまして、22年度から市場化テストの対象事業になっております。また、平成24年度までは各年ごとの契約にて実施しているわけでもございます。

現行契約の経費は、真ん中の表にございますけれども、全額で285,700,000円でございます。これを3で割りまして年度平均に直しますと、95,233,000円でございます。その金額を平成21年度、その下に書いてございます単年度で実施していた、また、市場化テスト開

始前の金額と比べますと、167,770,000円で行ったので、43%の大きな減少になっているということでございます。

その少し下の「また、」というところですが、競争状況ですけれども、今回の契約については4者が応札しております。また、22年度以降に行われました、今回以前の契約についても、ごらんいただきますように、全て複数応札になっておりまして、競争性は確保されているということかと思っております。

5 ページ目の下のほうから「事業の実施状況」でございます。こちらは具体的な事業にかけている人日等を書いてあります。

6 ページ目に行ってくださいまして、6 ページ目の表の下にありますとおり、本調査については、336の調査区がございますので、そこに対応して336名の調査員を配置して、名簿の作成や最初の1か月目の依頼等を行っております。

こうした中で、このページの下半分ぐらいから、調査関係用品の印刷がありますが、ここで受託事業者の創意工夫で行ったことについて御紹介すれば、「記入の仕方」を各調査世帯に配っているのですが、そこについて、調査世帯の記入誤りが多い項目などについて追加するといったような工夫をしてくれています。そのほかに、②、③といったような改善の工夫を受託事業者がしているということが経緯としてございます。

8 ページ目に幾つか表がありまして、この表の上、新規に調査を開始した調査区における調査依頼訪問状況は以下のとおりということで、表が載っておりますが、本調査については、各調査区について、その調査員が世帯を訪問して協力を得るという作業をしておるわけです。そこにどのぐらいの件数を回っているかというのがここに書いてあるわけですが、例えば一般世帯で、66.8世帯回って協力を得られたのは13.9世帯です。一方、会えなかった世帯が34.4あるといった中で、結局、1世帯の協力を得るための平均の訪問世帯数が一般世帯については4.8、単身世帯の方については6.4かかっているというのが25年度の実績でございます。26年度についても、おおむねそのぐらいということになっておるわけでございます。

ちなみに、この下の「なお、」というところが24年度訪問留置時代の訪問件数ですが、ここもおおむね同等と。要は、そこについての変化はないということでございます。

以上のように、受託事業者さんの創意工夫等もあって、目標回答率を維持しているというのが我々の評価なのですけれども、そこをまとめて、10ページ目で我々の評価を御説明させていただきたいと思えます。

平成25・26年度については、郵送調査への本格移行期にあたっており、郵送化に伴う回収率の低下や調査票の記入漏れ・誤りの増加等が懸念されていたところ。しかしながら、回収率は実施要項に定めた目標回収率を上回ることができ、また、記入漏れ・誤りについても調査回数を重ねるにつれ、減少傾向となった。これは、調査の質の観点から評価できる。減少傾向になった背景には、先ほどの事業者の創意工夫もあったということでございます。それを書いてございますのが、「さらに、」のところでございます。下から2行目

ですが、調査世帯への配布物への創意工夫も含め、いずれも調査を円滑に実施し、質を高める上で有効であった。

また、実施経費については、市場化テストの対象とされて以降、削減されており、評価できる。

また、入札においては複数者が応札しており、競争環境は確保されているということかと考えております。

以上、本事業の実施状況は、以下のように「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス適用に関する指針」の「市場化テスト終了基準」をいずれも満たしていると考えておりまして、ついては、市場化テストを終了することとさせていただければと思います。

終了後においては、我々内閣府経済社会総合研究所の責任のもと、公共サービス改革法の民間競争入札のプロセスを通じて進めてまいりました公共サービスの質、実施期間、入札手続及び情報公開に関する事項を踏まえた上で、公共サービスとしての質の向上並びにコストの削減を一層図っていくこととしたいと考えております。

以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、内閣府より御説明をお願いします。

説明は5分程度をお願いします。

○事務局 それでは、評価（案）の御説明をいたします。資料Cをごらんください。

資料Cの1ページ目の「事業概要等」から3ページ目の「実施経費についての評価」については、先ほど御説明がありましたので、割愛させていただきます。

資料3ページ下の4の「評価のまとめ」から説明させていただきます。「評価のまとめ」として、本事業において確保されるべき公共サービスの質の目標は全て達成されていることから評価しております。

また、経費についても、単年当たり72,537,000円（43%）の経費が削減されており、効率的に事業が実施されたものと評価しております。

最後に、5の「今後の方針」で、今期が4期目でありまして、事業全体を通じての実施状況については、4ページの①から⑤まで記載されているところでございます。いずれの項目についても、事業は良好に実施されているということで、本事業については、今期をもって市場化テストを終了することが適当であると考えております。

説明は以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございます。

ただいま御説明いただきました事業評価（案）について、御質問・御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

○辻専門委員 御説明どうもありがとうございました。

資料3の10ページ目でございます。Vの「評価のまとめ」の「さらに、」で始まるパラグラフにございます「調査世帯への配布物への創意工夫も含め」という文言がございます

が、「調査世帯への配布物」は内閣府さんがつくるのではなくて、事業者さんがオリジナルティのあるものをつくって配布なさっているという理解で合っていますか。

○中垣部長 基本的には、こういうものをつくってほしいという仕様はこちらから提示しているのですが、ただ、そこに、さらに、実情に合わせて改善するといったようなことを事業者において我々にも相談しながら行っているということでございます。

○辻専門委員 アンケートとかは多分内閣府さんがつくっていて、配布物は具体的にどんなものがあるのでしょうか。

○中垣部長 配布物の一覧は、例えば6～7ページの表が印刷するものですけれども、今、御指摘のありましたアンケート自体は「調査票」ですが、そもそもそのほかに、名簿作成時の「消費動向調査についてのお願い」、それから、調査依頼時の「お願い」、また、「ご協力のおお願い」、「調査のしおり」、「記入の仕方」、「くらしのしおり」といったものがあるわけでございます。

○辻専門委員 多分、事業者さんとしては、うまく創意工夫をして、「調査のお願い」の紙とかうまく書くことによって回収率が上がるとかそういう効果があるのですか。

○中垣部長 例えばこれが「調査世帯の皆様へ」というものですが、先ほど御説明したもので言えば、「調査の手引き」というものを配るのでございます。それを配ってくれというのは我々のほうから言っているのですが、ここについてもカラーにしたほうがなくされないのではないかといった工夫をしてくれたりします。あとは、ただ渡すとすぐ捨てられてしまうと。この調査は、1つの調査世帯に15か月やらなくてはいけないので、その15か月間これを取っておいてもらわなければいけない。「なくされないようにちゃんと取っておいてください」といったようなものを入れてくれていたりします。

あとは、我々からお願いしているアンケート自体は、おっしゃるとおり決まったことでやっているわけですが、例えばずっと聞いている質問で、「職の安定性、見つけやすさ等の雇用環境は、今後半年間に今よりもよくなると思いますか。悪くなると思いますか」という問いがあるときに、調査世帯の中には、ご自身が働いていらっしゃる方もいるわけで、「そんなことを言われても関係ないわ」と思われてしまう可能性がある。そういったときに、とにかく答えにつまづきがちで、結果として答えないで終わってしまいそうな、不回答につながってしまう可能性の高いような問いについては、新たに、それはこういうふうに書いてくれというのを書き足すといった工夫を随時していただいております。

○辻専門委員 その調査の質問に対して、回答者の側がよくわからないというときに、その事業者さんが内閣府の代わりに、この質問としてはこういうことなのですよとかみ砕いて教えてあげている。

○中垣部長 はい。もちろん、その内容は我々と相談の上です。

○辻専門委員 解釈についても、それは内閣府さんの指導のもと優しく教えてあげている理解で合っていますか。

○中垣部長 はい。

○辻専門委員 同じく資料3の3ページ目でございます。(2)「調査状況の監査」という部分がございます。調査員による説明が適切であったか等を、主語は「受託事業者」と書いてございますので、これは受託事業者さんが自分の従業員がちゃんと働いているかどうかを、受託事業者さん本人が監査なさっているということですか。

○中垣部長 本社が依頼している調査員の調査の仕方が適切であったかを調べていると。

○辻専門委員 特段、別の流れで内閣府さんが電話をかけて監査をしているということはないわけですね。

○中垣部長 そうではないです。

○辻専門委員 同じく資料3の1ページ目です。「事業内容」のなお書きのところに「郵送調査」と書いてあるのですけれども、この郵送調査というのは、調査対象者が書いて、ポストに入れて郵送して返すのですが、その郵送の返送先の住所は受託事業者なのか、それとも内閣府なのか、どちらですか。

○中垣部長 受託事業者です。なので、そこで集まってきたそばから、その内容がきちんと埋まっているか、適切に書かれているかを審査・疑義照会するという流れになっております。

○辻専門委員 今後、この事業を続けていくに当たって、受託事業者だけに監査させるのではなくて、内閣府さんが別途監査するとかという予定はありますか。一部でも構いません。

○中垣部長 受託事業者と我々担当は密接に連絡をとっております。こういう場合はどうしたらいいのかといったような照会は今でもあるわけでございます。そのときには、今でも適切に指導といいますか、このようにしてくれということを行っているわけでございます。そういうことは引き続き行っていくということになるかと思えます。

○辻専門委員 もう一点だけよろしいですか。5ページ目でⅢです。「実施経費の状況及び評価」がございまして、これは22年度から市場化テスト対象事業となっておりますね。22年度前は随契か何かでやっていたのですか。

○中垣部長 平成17年度から入札で行っております。

○辻専門委員 ちなみに、今、受託なさっているのは新情報センターという一般社団法人さんですけれども、今回の事業年度より前の事業年度は、この新情報センターさん以外のところが受託なさっていた実績はあるのでしょうか。

○中垣部長 新情報センター以外のところが受託した実績もございます。

○辻専門委員 それはいつごろの話ですか。

○中垣部長 平成20年は、中央調査社さんでやっております。

○辻専門委員 平成20年以外は、新情報センターさんが受託しているのですか。

○中垣部長 結果として、そうっております。

○辻専門委員 この情報センターさんがほかの競合他社と比べると非常に優秀で、それで、ずっと受託なさっているという感じなのではないでしょうか。

○中垣部長 はい。先ほど、応札者数を御説明しましたが、常に複数応札になっておりまして。その中で総合評価の結果こうなっているということです。

○辻専門委員 わかりました。ありがとうございます。

○石堂主査 ほかはいかがですか。

○廣松専門委員 3点あります。今回、郵送調査に変えるに当たって、完全な郵送ではなくて、初回だけ調査員が訪問して、依頼と説明をするという方式を採用したことによって、心配されていた回収率がそれなりに確保されている。その点は大変いい工夫だと思います。まず、最初の質問は、4ページの「目標回収率」に関して、おっしゃるとおり60%は確保しているのですが、ちょっと気になるのは、平成25年度と26年度と比較すると、ちょっと差があります。平均でいくと5ポイントぐらい下がっている。これは平成27年度にはどうなるか、26年度ぐらいの数が確保できるのかどうか、そこがちょっと気になったというのが1点目です。

それから、2点目は、調査の状況を詳しく記憶はしてないのですが、9ページの謝礼品のところですが、平成25年から26年の年度平均でいくと、総経費が9,500万円ぐらいで、そのうち謝礼品が2,500万弱、そうすると、総経費の4分の1ぐらいになる。謝礼品の割合が高いのか低いのか、軽々には判断できないのですが、4分の1はちょっと多いのかなという印象を受けたのですが、その点はこの調査の経緯から言ってどうなのか、そこがちょっと気になったということです。

3点目は、今回、これまでの調査員調査による訪問留置から郵送調査に変えてきたわけですけれども、今後の計画として、オンラインを使った調査の可能性はあり得るのか、あるいはお考えなのか。

その3点に関して伺いたいと思います。

○中垣部長 ありがとうございます。

まず1点目の回収率の件ですが、廣松先生から御指摘いただきました4ページの表の一番左の列が年度平均の回収率でございます。平成25年度の71に対して、確かに26年度は66という数字になっているというところでございます。一方、例えば平成25年度の秋以降の数字をごらんいただきますと、ほぼ6割台の後半になっていまして、26年度も大体それぐらいで推移しているということです。最初の半年に徐々に落ちまして、その後は6割台後半でほぼ安定しているという動きが見てとれようかと思えます。

ここについては、本調査は、1つの調査世帯に15か月間継続依頼しておりまして、毎月、その15分の1ずつ入れ替えていくというやり方をしているわけですが、最初のころは、要は、すでに訪問留置時代から協力していた世帯がそのうちの多くを占めていた。訪問留置時代は、今よりも回収率が高かったこともありまして、その方たちが結果として残っていた元訪問留置グループが、全体の回答率をやや上げていた。ただ、だんだんその影響がなくなってきた結果として、今は最初から郵送の方々のグループになった結果、現状程度で安定しているということかと思えます。目標回収率は一番大事なところなので、引き続き

確保に努めていくのですが、逆に言うと、現状程度の水準は今後も確保できる可能性はあるかなというふうに考えております。

2点目の謝礼品ですが、これは前からこの金額でございますので、比重としては、全体のパイが小さくなってしまうと確かに上がってしまうわけですが、訪問留置時代と金額としては変わっていないということになります。

3点目のオンラインについては、当然オンライン化の可否については検討することが必要かというふうには思っております。昨年度（平成26年度）においても、その試験調査を実は1回行っております。他の多くの公的統計との違いは、これが何しろマインドを聞くものであるということで、事実関係を聞く問いとその回答レベルが同じようになるのかどうかというのは、いろいろ意見の分かれるところかなという認識もありましたものですから、試験調査を行ったということでございます。このときの調査の結果からは、まだ確たることまでは言えないのです。といいますのは、回答者の属性も大分変わってきますし、昨年度の試験調査はモニターを用いて実は行っておるので、こういう無作為抽出とは違い、年齢構成なども大分違って来る。まだ何とも結論は出せないところではあるのですが、そのときの調査の感じから言いますと、調査票のつくり方、見え方等でもひょっとするとオンラインの場合、現行方法と回答の傾向が変わってくる可能性もあるかもしれないなというようなどころもありましたものですから、そこについては慎重に考えないといけないということでございます。

○廣松専門委員 ありがとうございます。

○石堂主査 ほかはいかがですか。

よろしいですか。

それでは、本事業の評価（案）の審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から何かございますか。

○事務局 特にございません。

○石堂主査 それでは、本件については、事務局におかれまして、本日の審議を踏まえ、事務局から監理委員会に報告するようお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

（内閣府退出、国土交通省入室）

○石堂主査 続いて、国土交通省の「建設関連業等の動態調査」の事業評価（案）についての審議を始めたいと思います。

事業の実施状況について、国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室池田室長より御説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は10分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○池田室長 国土交通省総合政策局建設経済統計調査室長の池田と申します。きょうはよろしくお願いたします。

それでは、事業評価について、議事次第の2. の3つ目の○の「建設関連業等の動態調

査」ですが、最初に、この調査自体の概要を簡単に御説明したいと思いますので、お手元の参考資料をごらんください。

建設関連業等の動態調査は統計調査ですけれども、これは建設関連業の活動の動向を迅速・的確に把握しまして、建設活動の先行指標として役立てることを目的とした統計です。建設関連業というのは具体的にはどういうのがあるかといいますと、測量業から軽仮設リース業までありまして。調査対象者数が年間の受注高の多いほうから大体各分野50社ごと、重仮設リース業については、該当する会社が12社程度しかございませんので、そういった形にしております。この50社ないしは12社で、毎月統計をとっているのですけれども、その50社が毎月全部回答してくれればそれを足した数になりますけれども、若干足りない部分もありますので、その50社分への母集団の復元推定を行っております。結果の公表については、調査対象月の翌月末に記者発表資料及びホームページで公表しております。

この調査の具体的な流れについては、資料4の実施状況の一番最後のページから2枚目に別添2がございますけれども、左下のところで、国土交通省、私どもで調査関係用品の原稿を作成しますと、受託民間事業者がその調査票の印刷をします。次に、私どもが配布先（調査対象者）を指定しますので、この受託民間事業者からその調査票を送付します。調査の対象者が記入して、受託民間事業者に返送するわけですけれども、その際に、受託民間事業者が回収とその督促を行います。受託民間事業者は回収した調査票の中身を、これが適切なものであるかどうかというのを調査の対象者に対して照会をかける。そして、最後に、この調査票を集計して、それから、50社ないしは12社の全体数への復元を行い、結果表を作成する。最後、それを私どもが受け取りまして、公表をするという流れになっております。

資料4の1ページ目に戻っていただきまして、「建設関連業等の動態調査」の実施状況ということで、平成25年度と26年度調査分について御説明いたします。

I. 「事業の概要」については、先ほど申しましたような事業を市場化テスト法に基づきまして、民間競争入札を行いまして、25年度・26年度実施しました。

事業の内容については、先ほど御説明したとおりです。

契約期間については、平成25年4月から28年3月までの3年間となっております。

受託事業者は、株式会社日本統計センターでございます。

4. の「受託民間事業者の決定の経緯」は、市場化テストの実施要項に基づきまして、総合評価方式の一般競争入札により落札者を決定いたしました。入札説明会の参加者は5者でしたけれども、入札に実際参加したのは1者。入札説明会に参加しましたが、入札には参加しなかった業者に理由を確認したところ、4者のうち2者から回答がありましたけれども、収益性の観点から魅力が少ない事業であると判断して、入札を見送ったというような回答が来ております。

それから、1枚おめくりいただきまして、II. で「確保されるべき質の達成状況」ですけれども、1. で「目標回収率」で、各業界ごとに目標回収率を設定しております。表1

で、測量業ですと85%とか、建設コンサルタント業ですと90%とか、そういう各業界ごとに設定しております。結果、どうであったかといいますと、平成25年の7月と9月と平成26年の3月の調査のうち、建設機械器具リース業は目標回収率を達成してなかったのですが、受託民間事業者のほうで、この調査対象者に督促をかけて回収に努めました。加えまして、私どもから、年間受注高が多い業界大手の調査対象者からも重点的に回収するようにと指示した結果、年間受注高を勘案した回収率は達成したとあるのですけれども、年間受注高を勘案した回収率というのは、私どもはこの統計は受注高で公表するものですから、回答者数も1つは指標になりますが、例えば受注高の大きい会社から優先的に回収すれば、受注高の小さい会社のほうは回収できなかつたとしても、全体的に受注高ベースで見る影響は比較的少ないのではないかというふうに考えられることから、年間受注高を勘案した回収率で見ると、その結果は目標の回収率は達成したということでございます。後ろから3枚目の別添1で、回収率の目標がありまして、その下に、年間受注高を勘案した回収率がありますけれども、年間受注高を勘案した回収率では、いずれも目標をクリアしているという状況にあります。

それから、資料の3ページに戻っていただきまして、「結果の正確性」ですけれども、先ほども、調査の事業の主な内容で説明いたしましたけれども、調査票を受託民間事業者が回収しますと、調査票の誤記とか、記載データの妥当性等々について確認を行って、必要に応じて修正を行ったということで、具体的には表3のような形で、受託民間事業者から調査対象者への照会件数、逆に、調査対象者から受託民間事業者への照会件数が出ております。大体内容としては、誤記の確認、データの妥当性、表4のところで、今度は調査対象者からの問い合わせの関係ですと、調査票の記入方法等々になっております。

それから、Ⅲ.の「実施経費の状況」は、表5をごらんいただきますと、平成18年度から20年度の実施経費が3年間で12,163,000円、25～27年の金額が9,690,000円で、削減額が2,473,000円という形になっております。

Ⅳ.で「事業の実施状況」の「実施体制」でこういった形の体制で実施したということでございます。

それから、2.「実査」で、「調査関係用品の印刷・送付」ですけれども、こちらのよ
うな形の印刷の部数を印刷して、送付したということでございます。

それから、5ページの(2)で「調査票の回収・督促」ですけれども、これがなかなか大変なことで、表8で、督促件数については毎月50～60件ぐらいあります。

(3)で「調査票の審査・照会対応」で、これは基本的にこういう形で実施しましたということ
です。

(4)で「集計、推定、結果表の作成」で、これも必要な作業を行ったということござい
ます。

6ページの3.「受託民間事業者の創意工夫」で、これは総合評価方式で、民間事業者
から創意工夫の提案等をいただいておりますけれども、例えば、調査票の送り先の誤封

入を防ぐ工夫とか、回収した調査票からその内容をデータ入力しますけれども、これは別の人間がそれぞれ行うような形で、誤入力がないような工夫をするという形になっております。

V. 「評価及び今後の展望」ですけれども、1. 「確保されるべき質の達成状況に関する評価」で、こちらについては、平成25年度及び26年度の回収率については、目標回収率をおおむね達成している。達成してない月が若干ございましたけれども、年間受注高を勘案した回収率においては、これも目標を達成しております。

それから、先ほどの創意工夫のところでも御説明しましたけれども、誤入力のないようなやり方とか、そういった工夫をしていただいて、その結果、本業務の遂行に当たり確保されるべき質については、十分に達成されたものと認められます。

2. で「その他の評価」で、受託民間事業者への業務改善指示があったかということについては、これは特にございませんでした。また、法令違反等もありませんでした。

②で「経費の比較」ですけれども、経費削減の効果はありました。

③で「入札にあたっての競争性の確保について」ですけれども、平成25年度から27年度の3か年の事業については、1者応札でしたが、前回、平成22年度から24年度は第1期といたしますか、最初に市場化テストのスキームで事業をやらせていただいたわけですが、その際には2者の応札があったということです。今回1者応札ですけれども、入札に参加しなかった方に聞いてみると、収益性の観点からちょっと魅力がないのではないかとということで、それだけぎりぎりの線で落札がなされたという、そういう意味では言い方にもよるかもしれませんが、競争が働いた結果、そういった線で落ちているという形になっているのではないかと思います。

入札の資格要件についても、別添3で一番後ろのページですけれども、このような要件をつけましたということです。いずれも法令等で求められるような要件とか、あるいは、入札の総合評価ですから、評価についての公平性を確保するために必要な措置ということで、不必要に高いハードルを設けるとかそういった形の資格は設けてございません。そういった意味から本事業の入札に当たっての競争性は確保されていたと認められると考えております。

最後に、「今後の展望」ですが、本事業は、競争性が確保された一般競争入札（総合評価方式）で落札者を決定して、先ほど説明しましたような良好な実施状況でありました。

当省としては、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」に基づく終了プロセスに移行後、外部の有識者等によるチェックを受ける仕組みを構築した上で、事業を引き続き実施することとしたいと考えております。

私のほうからは以上です。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました内容について、内閣府からの説明をお願いいたします。説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 それでは、内閣府の評価（案）でございます。資料Bをごらんください。

資料Bの「事業概要等」から「実施経費についての評価」については、国土交通省から御説明がありましたので、割愛させていただきます。

資料3 ページの下のほうの4「評価のまとめ」から御説明いたします。

「評価のまとめ」ですが、本事業において確保されるべき公共サービスの質の目標はおおむね達成されたことは評価できる、としております。

経費についても、2,473,000円（約20%）の経費が削減されており、効率的に事業が実施されたものと評価しております。

5の「今後の方針」ですが、今回、市場化テストは2期目でありまして、事業全体を通じての実施状況は以下のとおりということで、①から⑤まで記載しております。そのうち、③の競争性の記載ですが、今回、入札においては1者応札ではありましたが、前回の市場化テストでは2者の応札があったこと。また、入札説明会に参加した事業者からは「収益性の観点から魅力の少ない事業であると判断した」との回答があったものの、これらは市場化テストの枠組みにより一定の競争を経た結果であると言えること。さらに、資格要件を必要最低限度まで緩和していたことから、実施要項は競争性を阻害するような内容ではなく競争性を確保する環境は整備されていたものと考えております。

以上のことから、終了プロセスの基準を満たしているものと考えておりまして、本事業については、今期をもって市場化テストを終了することが適当であると考えております。

説明は以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございます。

ただいま御説明いただきました事業の実施状況及び評価（案）について、御質問・御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

○辻専門委員 御説明ありがとうございます。

資料4の2ページ目の「目標回収率」で、先ほど来、「年間受注高を勘案した回収率」というお言葉を使われているのですが、これはどこかに算定方法とか定義みたいなものがあるのでしょうか。

○池田室長 定義、算定方法については、それぞれ業種ごとに年間売上高がございます。50社ないしは12社分の年間売上高がありますが、この売上高に対して、その月に回収した調査客体に対応する年間売上高の割合を、年間受注高を勘案した回収率と称しております。

ですから、例えば10社で年間売上高10億円あるのが8社あって、5億が2社で、そうすると、90億円となっていますけれども、そのうち年間売上高10億円の8社だけしか回答して来なかったとしたら、80億円になりますので、90億円分の80億円というのがその割合という形になります。

○辻専門委員 今回の御説明内容は、実施要項とかにそういうのは書かれているのでしょうか。

○池田室長 実施要項においては、まず、各月の調査票の回収率は、「設定した回収率の

割合を上回ることにする」とあるのですけれども、その上に、「ただし、」ということで、これが達成できない場合にあっては、統計制度を維持する観点から、各業種ごとに国土交通省が指定する調査客体からの回収を図ることとするということで、この文言に基づいてといたしますか、これに基づいて年間受注高の高い業者から優先的に回収することを指示して、会社ごとの件数別の回収率は達成できなくても、金額ベースの回収率であれば達成できるという、そういうふうな考え方でございます。

○辻専門委員 大体わかりました。

今後の実施要項で、今の計算方法等を具体化して、数式等をお示しいただけると、もっと明確になるかなと思いますので、お願いいたします。

○池田室長 はい。

○石堂主査 今の点は私もそう思うのですけれども、要するに、単純に社数だけの回収率を求めているのではないということであれば、こういう計算法とこういう回収率の考え方があって、そのどちらかが70%行けばいいのですよというのだったら、それを最初から明示しておくべきだと思うのですね。ですから、今、おっしゃったように、どういう数字でもいいのですよということであれば、どうも、趣旨を聞いていると、何か社数は関係なくともいいのではないかという気すらするのです。

○池田室長 基本的には、統計の回収率を上げることがありまして。いわゆる受注高、金額については、先ほど「復元する」と言いましたけれども、復元する際に効いてくる話です。

○石堂主査 あくまでも社数が原則であるのですか。

○池田室長 これは一般的に私どもはいろいろな統計をやっておりますけれども、基本的には社数ベースで回収率というのをまず考えます。

○石堂主査 いわば補助的な指数として、その方法を使ったものがあって、最終的にはどちらかが達成していればいいという考え方で行くのだということですかね。

○池田室長 そうですね。

○石堂主査 ちょっと業務の質に関わる部分なので、あんまり曖昧な感じではよろしくないだろうという気がするのですね。

○池田室長 ですので、例えば調査を毎月やっておりますけれども、あるタイミングで、今月は社数ベースではどうも苦しそうだというときに、いかにその質を確保するかといったときに、年間受注高の高いところから重点的に督促をかけてやるというようなことをやっております。

○石堂主査 ですから、発想が何かちょっと逆になっているようで、実績額を勘案したのも十分質として機能し得るのだということでないとおかしいわけですよ。社数こそが質であって、その質が保てないときには別なもので計算したもので、それをいわば助けようというのは、何か発想としておかしくて、その別なものでやったものも皆さんが求めている質そのものであるんだというのであれば、そういうふうに表示できるのではないかとい

うことなのですね。

○池田室長 わかりました。

業者さんには、基本的には、私どもの気持ちからすると、できるだけたくさん回収してくださいよというふうなことを積極的に言った上でということです。

○石堂主査 ほかはいかがでしょうか。

○井熊副主査 皆さんが言っているところですけども、これは実際の事業としては、非常にコストを削減して、立派な成績を上げているのかなど。実際に、このくらいのお金でこれだけのアンケートをやるのは大変だと思うのですよ。

ただ、その後づけの評価は何となく「おや」という感じもするので、個人的には、「おおむね達成した」とかというようなことで書くのだったら、むしろ、そちらのほうが事業の評価としては、全体的な信頼性を高めるのではないかなというふうに思いますね。

あとは、この入札の前でも、要するに、この入札の結果が出る前から魅力がないと言われているので、次の入札でいかに魅力を上げるかということをご検討いただきたいと思います。

○池田室長 これは、第1回の入札結果が公表されておりますので、それで、恐らくその金額を見て、ほかの会社さんはちょっとこの金額ではきついなと思われたという、そういうところは第1回目の競争が効いた結果なのかなと考えております。

ですので、多分、私どもとしてもできるだけ経費は削減すべきと考えておりますので、参加しなかった企業さんが、金額的に魅力がないと感じたのであれば、魅力あるように、ちょっと上乘せしましょうとか、そういう方向ではなくて、例えばこういうものを入札公告しているとかということをおんまり知らなかった業者さんもいるかもしれませんので、そういった広報とか情報提供を工夫していったりとか、いろいろできるだけ多くの方に参加してもらうような工夫はしていきたいと考えております。

○若林専門委員 今のお話と関連してですけども、第1回目の実施経費はお幾らだったのでしょうか。どこかにありますでしょうか。

○池田室長 第1期は、3年の一括契約ですので、3年間で8,712,000円です。

○若林専門委員 皆さんがいらっしゃらなくなった結果、1者応札でちょっと高くなったということになるわけですね。

○池田室長 確かに高くなっています。事業者も、同じ事業者が結局落札しておりますので、想像しますに、株式会社日本統計センターさんも1期やった結果、この金額ではきつかったのではないかとあって、この会社さんなりに考えて、ある程度収益性が確保できるラインということで、1期の実績を踏まえて、こういう2期目の金額を提示してきたのではないかと考えております。

○石堂主査 2期目は、落札率はどのくらいのものだったのですか。もしわかれば。

○池田室長 申しわけございません。手元に資料がありませんので、今すぐお答えができません。

○石堂主査 さっきの御説明から言っても、多分、1期目よりは落札率が高くなって終わっているというようなことかなと思われます。

○池田室長 それは多分そうだと思います。

○廣松専門委員 先ほどの表1に戻るのですが、例えば建設機械器具リース業の7月は64%となっていますが、この数値は、先ほどおっしゃった年間受注高を勘案した回収率を計算するために、督促をして回収した企業も入っているのですか。

○池田室長 そうです。

○廣松専門委員 入って64%ですか。

○池田室長 そうです。

○廣松専門委員 わかりました。

ちょっと細かいことかもしれませんが、いただいたカラーの資料の文章で、その文章で<復元方法>というところですが、「調査対象者数全体への復元」と書いてありますが、これは測量業から建設機械器具リース業について、それぞれ50社へ復元をしたということですか。

○池田室長 そうです。まず、各業種ごとの50社です。ですから、測量業は世の中にもっとたくさんあるわけですが、そのうちから受注高の高いほうから大体50社を選んで、「復元」というのは、50社を対象にした復元ということです。

○廣松専門委員 そうすると、「母集団推定」という表現はちょっと具合が悪い、母集団推定という言葉は別の意味で使います。

○池田室長 そうですね。申しわけございません。

○廣松専門委員 だから、そこは消すか、修正したほうが良いと思います。

○池田室長 はい。

○廣松専門委員 それが2つ目です。

3つ目として、電子メールで回答する企業もあるということですが、それぞれの業種ごとにどれぐらいの割合かというのはおわかりですか。

○池田室長 今ちょっと業種別では集計してないのですが、大体全体で50%超ですね。26年度ですと30.75%。大体半分ぐらいの事業者さんが電子メールで回答しています。

○廣松専門委員 もちろん調査票の複雑さにもよるのですが、50.7%というのはかなり高いほうですね。

○池田室長 私どももいろいろな統計をやっておりまして、これはかなり高い利用率です。

○廣松専門委員 もし、上位50社ということであるならば、ある程度固定されているわけですね。そう大きく変化するわけではないとするならば、オンライン回答率をもっと上げると、回収率もある程度安定した形で確保できるのではないかなというふうにも思いますので、そういう意味では今後努力していただければと思います。

○池田室長 わかりました。

○石堂主査 よろしいですか。

それでは、本事業の評価（案）の審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から何かございますか。

○事務局 特にございまん。

○石堂主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事務局から監理委員会に報告するようお願いいたしたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

（国土交通省、傍聴者退室）